

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

残存価額と減価償却可能限度額

Q：法定耐用年数を過ぎても使用している減価償却資産がある場合、その資産については、さらに減価償却ができるのでしょうか。

A：有形減価償却資産については、取得価額の95%まで減価償却を行うことができます。

【解説】

減価償却資産について減価償却を行う場合、定額法や定率法などの償却方法がありますが、例えば定額法では、取得価額から残存価額を控除した金額に、法定耐用年数に応じた償却率を乗じて計算します。

ここでの「残存価額」は、建物や機械装置等の有形減価償却資産については、取得価額の10%となっています。

しかし、有形減価償却資産の償却は、残存価額に達した後も引き続き、「償却可能限度額」まで行うことができるとされています。

有形減価償却資産については、この「償却可能限度額」は取得価額の5%となっていますので、取得価額の95%まで減価償却を行うことができるというわけです。

なお、償却限度額まで償却した資産については、それ以上はいくら使用していても減価償却をすることはできません。

ただし、資本的支出を行った場合には、その資本的支出をした後の取得価額及び帳簿価額を基礎として再び減価償却を行うことができます。

